

新	旧
<p style="text-align: center;">平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成筑豊鉄道沿線地域に係る地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画の作成及び変更に関する協議に関すること。</li> <li>(2) 計画の実施に関する協議に関すること。</li> <li>(3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</li> <li>(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。</li> </ol> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。</p> <p>(座長及び座長代理)</p> <p>第4条 座長は、福岡県の交通政策課長をもって充てる。</p> <p>2 座長は、議事運営その他の会務を総括する。</p>	<p style="text-align: center;">平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 平成筑豊鉄道沿線地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成筑豊鉄道沿線地域に係る地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画の作成及び変更に関する協議に関すること。</li> <li>(2) 計画の実施に関する協議に関すること。</li> <li>(3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</li> <li>(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。</li> </ol> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。</p> <p>(座長及び座長代理)</p> <p>第4条 座長は、福岡県の交通政策課長をもって充てる。</p> <p>2 座長は、議事運営その他の会務を総括する。</p>

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げるところにより、知事が委嘱する者とする。

- (1) 平成筑豊鉄道沿線市町村の職員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 運輸事業を営む関係法人の役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 福岡県の職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 会議は、委員（次項の規定により代理の者が出席する場合は、当該代理の者。同項を除き、以下同じ。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、代理の者を会議に出席させることができる。

4 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

ただし、委員は棄権できることとし、この場合、棄権した委員

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げるところにより、知事が委嘱する者とする。

- (1) 平成筑豊鉄道沿線市町村の職員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 運輸事業を営む関係法人の役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 福岡県の職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 会議は、委員（次項の規定により代理の者が出席する場合は、当該代理の者。同項を除き、以下同じ。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、代理の者を会議に出席させることができる。

4 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

ただし、委員は棄権できることとし、この場合、棄権した委員

を除く出席委員の過半数で議事を決するものとする。

- 5 会議は非公開とし、会議の開催後、議事の概要を速やかに公開するものとする。
- 6 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項について、全ての委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(削除)

(監事)

第8条 協議会に監事を置き、座長が指名する。ただし、第10条に規定する委員を監事に指名することはできない。

2 監事は、会計事務を監査する。

3 監事は、監査の結果を報告しなければならない。

を除く出席委員の過半数で議事を決するものとする。

- 5 会議は非公開とし、会議の開催後、議事の概要を速やかに公開するものとする。
- 6 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項について、全ての委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課において処理する。

(新設)

(会計年度等)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

4 予算の執行のうち、本要綱に定めのないものについては、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）を準用するものとする。

(委員への委任)

第10条 座長は、第2条各号に掲げる業務に係る事務のうち契約に関する事務の決裁権限を、県の職員（市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課企画監）である委員へ委任するものとする。

2 座長は、必要があると認めるときは、前項に規定する事務の外、座長が必要と認める事務の決裁権限を、前項に規定する委員へ委任することができる。

3 前項の規定に基づき委任する場合は、その内容を書面にて通知するものとする。

4 座長は、必要があると認めるときは、前項で委任した権限を変更することができる。

5 第1項に定める委員は、委任された権限の行使にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに座長の指示を仰がなければならない。

(新設)

(新設)

(事務局の長への委任)

第11条 座長は、補助金申請事務及びその他これらと同程度の事務の決裁権限を、次条に規定する事務局の長に委任するものとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課に設置する。

2 事務局の長は、市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課企画監をもって充てる。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会の議を経て、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年〇月〇日から施行する。

(新設)

(新設)

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会の議を経て、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月20日から施行する。